



三重県公報

令和7年2月18日 (火)

第 592 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
95	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
96	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	2
97	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービ ス産業振興課)	2
	公 告		
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	4

告 示

三重県告示第 95 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 2 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	伊東医院	亀山市野村三丁目 19-31	令和 7 年 2 月 1 日
病院・診療所	医療法人高野尾クリニック	津市高野尾町 1890-76	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	ハロー薬局 鈴鹿店	鈴鹿市平田 1 丁目 3-3	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	ハロー薬局 一志店	津市一志町小山字鳥居ノ本 529-6	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	ハロー薬局 津北店	津市栗真中山町 249-6	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	ハロー薬局 久居駅メディカルフロア店	津市久居新町 3006 ポルタひさい 2 階	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	フラワー薬局 津駅前店	津市羽所町 345 番地 第一ビル 1 階	令和 7 年 2 月 1 日

三重県告示第 96 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 7 年 2 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 97 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年2月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー多気店

多気郡多気町相可 900 番 1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司
未定	—	—

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,627 m²

(変更後) 2,083 m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	66 台	縦覧による
合 計	66 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	90 台	縦覧による
合 計	90 台	

イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	65 台	縦覧による
合 計	65 台	

ウ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	96.0 m ²	縦覧による
合 計	96.0 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	60.0 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	40.0 m ²	縦覧による
合 計	100.0 m ²	

エ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	10.4 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.4 m ³	縦覧による
合 計	19.8 m ³	

(変更後)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	8.1 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m ³	縦覧による
合 計	12.6 m ³	

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間営業	

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間営業	
未定	24 時間営業	

3 変更年月日

令和 7 年 10 月 1 日

4 変更理由

店舗計画見直しのため

5 届出の日

令和 7 年 1 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 2 月 18 日から同年 6 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 3 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業地域

津市の一部、四日市市の一部、松阪市の一部、桑名市の一部、鈴鹿市の一部、亀山市の一部、桑名郡木曽岬町の一部、三重郡朝日町の一部、同郡川越町の一部、多気郡多気町の一部及び同郡明和町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年2月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 2月3日	いなべ市員弁町大泉新田字野溜 92-1	四日市市笹川 1 丁目 186 太洋不動産四日市株式会社 代表取締役 高橋 茂
令和7年 2月7日	名張市鴻之台 3 番町 22 ほか 1 筆の一部	東京都江東区木場 5 丁目 10-10 株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹
令和7年 2月7日	三重郡菰野町大字菰野字東高原 4055-4 ほか 5 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 5-19 三重北農業協同組合 代表理事 生川 秀治
令和7年 2月7日	三重郡菰野町大字千草字斜 5355-1	四日市市生桑町 1667-21 ウイステリア A103 西本 実佑 四日市市生桑町 1667-21 ウイステリア A103 西本 匡慶

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>